

静岡市児童相談所一時保護所棟増築工事プロポーザル審査会

審 査 講 評

委員長	長尾	亜子
委員	市原	眞記
	西田	泰子
	浅沼	都
	浅場	俊之

1 審査の経過

静岡市児童相談所一時保護所棟増築工事公募型プロポーザルにおける事業候補者の特定に関し、参加表明書提出者 8 者の技術提案書について、審査会にて書類審査を行った。

審査会（令和 8 年 7 月 22 日）

提出された技術提案書の内容について、審査会にて審議（非公開）を行った。

審議結果を基に、技術評価を各委員が行ったのち、価格提案に関する評価を事務局が行った。

技術評価点と価格評価点を合計し、総合評価点が最も高かった者を事業候補者とし、次位の者を次点事業候補者として特定した。

審査会では事業候補者を特定するまで事業者名は公表せず、「提案者 A」～「提案者 H」という名称にて審査を行った。

なお、技術提案書の課題については、次のとおりとした。

- 課題 1 児童が安心して生活できる居住性について
- 課題 2 児童の生活の安全確保について
- 課題 3 職員の効率的な管理運営について
- 課題 4 施工計画と既存施設運営について
- 任意 上記以外に本事業に有益な提案

2 全体講評

静岡市児童相談所一時保護所は、受入定員数の不足や、一時保護児童が一堂に会することによる生活環境の悪化が課題となっている。既存施設内に一時保護所棟を増築することにより、受入れ定員の増員及びユニット（児童の生活単位の少人数）化の実現を目的に、既存一時保護所と一体的に運営を行うものである。

本審査会は、この事業における設計・施工業務の事業候補者を公募型プロポーザル方式により特定した。

各応募者は、決められた条件の中、公告から提出まで短い期間であったものの、創意工夫を盛り込んだ技術提案書を提出していた。一時保護所特有の施設要件や敷地状況等をよく把握し、技術提案書の各課題に対し、それぞれの視点から配慮された提案となっていた。

3 個別講評

事業候補者として特定された提出者は、児童の安心感と生活の安全確保（職員の視認性）の双方に配慮された優れた提案が評価された。

内部空間において、居間を中心とした空間構成は、児童が安心して過ごせる雰囲気を生み出しつつも、事務室からフロア全体を見渡せる配置となっており、職員の目届きが良く安全な見守り体制が構築されている点が高い評価につながった。

さらに、各居室の出入口の壁面が程よい凸凹空間をつくり、児童が気持ちを落ち着かせる適度な「おこもり空間」をつくりだしている点や道路側から建物をセットバックさせ、外部からの視線に配慮した点も高く評価された。

一方で、一部膜天井とする提案があったが、維持管理の点からは、通常の天井に比べ手間がかかるという意見もあったため、施設所管課の意見も踏まえたうえで設計を進めてもらいたい。

次点の提出者は、居間を中心とした空間構成や高窓による採光計画の提案が評価された。また、外部を木板張りとし、面格子の代わりにルーバーを用いることで、閉鎖感をやわらげ、かつ大きな開口部を設けられる点も評価された。

一方で、既存棟からの接続部以外で玄関を設けたことにより、死角が発生し、施錠箇所が多いことが施設の特性に馴染まず不安が懸念された。

その他の提案者の技術提案も、建物要件や敷地条件をよく把握し、要求水準を踏まえた提案がされ、取組意欲を感じるものが多くあった。ただし、

今回の課題に対する明確な提案が見受けられない、工夫された提案であっても本施設の運営には馴染まなかったこともあり、上位に選出はされなかった。

今回、公告から提出まで短い期間の中で、8者もの多くの応募者があり、様々な提案をいただけたことは、委員会としては非常に喜ばしいことであった。